

令和2年8月4日

会 員 各 位

長崎市介護支援専門員連絡協議会
会 長 大 町 由 里
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に伴う居宅介護支援に係る対応について(第5報)

現在、長崎県内において新型コロナウイルス感染者が増加し続けております。居宅介護支援事業所の方針として、現在、行政をはじめ専門機関の方と共に、早急にガイドラインを作成しているところです。フェーズごとに分類したBCPシート(「事業継続計画」※フェーズに合わせたケアマネジメント対応シート)も作成しておりますので、行政との最終調整が済み次第ホームページに掲載いたします。

さて、令和2年7月15日「第4報」について改めるものではございませんが、追加として「(2)介護報酬」について留意点を記載しております。また、長崎県においては、現在、フェーズ3の状態となっていることの確認をお願い致します。

(1)対応について

- ① 既存の利用者のサービス担当者会議について、やむを得ない理由がある場合(利用者や施設を含むサービス事業所等が感染予防対策として開催を拒否した場合等)については、電話や文書照会(郵送、FAX等)により行うことができることとする。また、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、開催は省略することができることとする。
- ② 既存の利用者のモニタリング訪問等について、少なくとも1月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会すべきであるが、利用者の事情等(感染予防対策として、利用者が訪問を拒否する場合や、施設等の面会制限等)やむを得ない理由がある場合については、居宅訪問及び面会でなくてもよいものとする。

※居宅介護支援事業所による感染予防対策として訪問を自粛する理由がある場合には、利用者にその旨を説明し、訪問の有無の確認をとること

- ③ 電話や文書照会等により行った場合は、支援経過にその記録を残すとともに、当該照会に用いた写し及び回答文書は保管しておくこと。
 - ④ 書面での署名・捺印が必要なものについては、郵送等の手段による対応は可能とする。
- (2)介護報酬について ※減算とならない理由については以下のように判断すること
- ①「介護支援専門員1人の担当件数について40件を超える場合」については、特段の事情(介護支援専門員が濃厚接触者等となったため、就業できなくなった等)がある場合。
 - ②「特定事業所集中減算」については、特段の事情(サービス事業所が感染拡大予防やクラスター発生等による休止等のため営業できなくなった等)がある場合。

(3)適応期間 令和2年8月5日より ※変更時は別途通知します。

(4)留意事項

新規の利用者のケアマネジメントについては、利用者の事情等(感染予防対策として、利用者が訪問を拒否する場合や、施設等の面会制限など)やむを得ない理由がある場合については、居宅訪問及び面会でなくてもよいものとする。

- ❖ 長崎市介護支援専門員連絡協議会ホームページにも掲載しております。
- ❖ ご意見等がございましたら、当議会のホームページのフォームに送信ください。
- ❖ 長崎市福祉総務課問い合わせ先(長崎市福祉総務課 末永 TEL 095-829-1161)